

川崎市公告第1252号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年9月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市立学校通話録音装置賃貸借契約

(2) 業務内容

通話録音装置のリース

(3) 契約期間

令和8年11月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

川崎市立学校

別紙1「学校別台数」(以下「別紙1」という。)のとおりに

(5) 入札方法

落札の決定は期間内の各合計金額の総価により行います。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の期間中でないこと。

(2) 令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「37 リース」種目「03 事務機器」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要する。)

(3) 通話録音装置のリースについて、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000190047.html>)におい

て、本件の「入札公表詳細」のページからダウンロードすることができます。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 南庁舎7階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 鈴木担当

電話 044-200-3329 FAX 044-200-2853

電子メール 88sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月18日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

次のウェブフォームの指示に従い提出してください。

競争入札参加申込書提出用フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1794433>

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加申込書に記載された電子メールアドレスに令和8年9月24日(木)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ受付期間

令和8年9月14日(月)から令和8年9月25日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(3) 問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、持参または電子メールにて教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務担当に提出してください。

E-mail: 88sidou@city.kawasaki.jp

※電子メールにて「質問書」を送信した際は、その旨を教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務担当までお電話でもお知らせください。

電話: 044-200-3329

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和8年9月28日(月)までに、競争参加者全てに電子メールにて送付します。なお、電子メールによりがたい場合は、FAXにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める競争入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札日時

令和8年9月29日(火) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1 南庁舎7階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時

(1)アに同じ。

(4) 開札の場所

(1)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの

「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (4) 当該契約の解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (5) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (6) その他問合せ窓口は上記3 (1) に同じです。